議案第２２号

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和５年２月１４日

提出者　東京都板橋区長　坂　本　　健

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例（昭和５８年板橋区条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第１９条の見出し及び同条第１項の表以外の部分中「新設」を「新築」に改め、同表備考１中「第２条第１項第７号及び第８号」を「第２条第１項第４号及び第５号」に改め、同条第２項中「新設」を「新築」に改める。

第２０条の見出し中「増設」を「増築」に改め、同条各号列記以外の部分中「増設」を「増築」に、「すべて新設」を「全て新築」に改め、同条第１号中「増設」を「増築」に改め、同条第２号中「増設」を「増築」に、「すべて新設」を「全て新築」に改める。

別表第２⑵区営駐車場の時間利用の部備考以外の部分を次のように改める。

⑵　区営駐車場の時間利用

種別	単位	金額
自転車	２４時間につき	１００円
	１２時間につき	１００円
原動機付自転車及び自動二輪車（排気量１２５ｃｃ以下のもの）	２４時間につき	２００円
	１２時間につき	１００円

自動二輪車（排気量１２５ｃｃを超えるもの）	２４時間につき	３００円

付　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（提案理由）

区営駐車場の時間利用の種別等を追加するほか、所要の規定整備をする必要がある。